

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)	
地域名 (地域内農業集落名)	田平⑤ (米の内・下亀・上亀)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月8日(第1回)	
	令和6年11月11日(第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、基盤整備地と中山間地が混在し、耕作条件に差がある。主に水稻を中心とした作付けと、他地区からの入り作(畜産農家)により飼料作物の作付けがなされている。中山間地域等直接支払交付金事業や多面的活動交付金事業の取り組みにより、ある程度の耕作者が確保できてはいるものの、水路や農道等の清掃作業が負担となっている。また、耕作者の高齢化や担い手不足により将来の耕作者の確保が困難な状況である。さらに、米の価格不安定や資材高騰の影響などにより農業所得が低く、有害鳥獣の被害も深刻化しており、耕作意欲の低下の一因となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間地域等直接支払交付金事業や多面的活動交付金事業の活動を継続し、水稻と飼料作物を中心に耕作を続けていく。また、入り作を希望する認定農業者や新規就農者を受け入れ、担い手の確保と農地の保全を図っていく。併せて、地域と中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織及び多面的機能活動組織が一体となって農地を利用していく体制を構築していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	153.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	140.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、集落内の担い手のほか入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進し、集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
米の内地区では、過去に地域集積を実施し、現在約22haの農地を機構に貸付けている。今後も推進協議会と連携し、農地中間管理機構を活用した農地利用の継続・推進を行う。また、中山間地域等直接支払交付金制度の協定農用地や多面的活動組織の対象農地においても活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に基盤整備がなされている優良農地は、水稻や飼料作物の耕作により維持し、農道や水路等の維持管理に取り組む。中山間地にある農地は、基盤整備の必要性を地域で協議・検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区外からの新規就農者や法人などの入り作は拒む理由がないことから、積極的に多様な経営体の受け入れを促進する。また、地域になじめるよう交流やコミュニケーションを図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の委託について、ドローン等を活用した農薬散布を行っている。今後、増加していくものと思われるため、地域での活用方針について検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシなど鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置・維持管理を行う。
 ③ドローン等を活用した除草作業・農薬散布などを行い、農作業の省力化を図る。
 ⑩地域内の農業を担う者等が生じた場合、当該地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などで確認、協議を行い変更する。